

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、申請は郵送でお願いいたします

# 中小企業等家賃支援臨時給付金のご案内

横須賀市は新型コロナウイルス感染症により売上げが減少した事業所・店舗等を賃借している中小企業・個人事業主等の皆様に対し、臨時給付金を支給します。

●既に3月、4月、5月分の「横須賀市中小企業等家賃支援補助金」の交付を受けた事業者には、事業所あてに申請書類一式を郵送しますので、到着をお待ちください。

## 給付額

8万円（定額）

## 対象事業者

以下の（1）～（4）すべての要件を満たす者

（1）令和2年9月末日までに開業した者で、市内の事業用建物・土地等を申請時点で3か月以上継続して賃借し、事業運営をしている者

①中小企業、個人事業主、事業協同組合

※中小企業支援法第2条第1項第1号から第4号に規定する者

②NPO法人

※従業員数300人以下で収益事業を行っていること。

（従業員数300人以下は、中小企業支援法の製造業、その他業種の「常時使用する従業員数の数」を適用）

③医療法人、財団法人・社団法人（一般・公益）、社会福祉法人等

※1 公共法人、政治団体、認可地縁団体、宗教上の組織もしくは団体を除く。

※2 資本金（出資）の額など、法人の規模が中小企業支援法の規定を満たすこと。

（2）次の①～③のいずれかに該当する者

①令和2年10月の売上げが、令和元年10月に比べ20%以上減少

②令和2年11月の売上げが、令和元年11月に比べ20%以上減少

③令和2年12月の売上げが、令和元年12月に比べ20%以上減少

※令和2年1月以降9月末日までに開業した場合は、令和2年12月の売上げが令和2年10月から12月の3か月平均の売上げに比べ20%以上減少していること。

（3）市税の滞納がないこと。

（4）横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び代表者又は役員が同条第3号に規定する暴力団でないこと。

※市外の賃借している事業用建物・土地等は、対象外です。

※令和2年10月以降に開業した方は、対象外です。

## 申請期間

令和2年12月1日（火）から令和3年1月29日（金）まで（1月29日消印有効）

## 申請方法

郵送申請（〒238-8550 経済企画課 家賃支援給付金担当）で届きます）

※新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、郵送申請にご協力をお願いします。

※ご不明な点等ありましたら、来庁せずに電話でお尋ねください。

## 申請書類

【横須賀市中小企業等家賃支援補助金の交付を受けた方】

市役所から専用のご案内及び申請書等一式を申請された事業所あてに送付します。

【新規申請の方】

- （1） 臨時給付金交付申請書
- （2） 請求書
- （3） 申請者連絡用チェックシート（連絡担当者等も記入してください）
- （4） 賃貸借契約書の写し
- （5） 申請書に記入した月別売上げを証する書類の写し（決算書、確定申告書、帳簿などのいずれか）
- （6） 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は確定申告書の写し又は開業届の写し
- （7） 賃借している場所で事業活動していることが分かる書類の写し（登記事項証明書、営業許可証、会社パンフレット、など）

※（1）、（2）、（3）は横須賀市ホームページからダウンロードができます。

⇒横須賀市ホームページで「中小企業等家賃支援臨時給付金」と検索してください。

問い合わせ先（平日8時30分から17時15分）：横須賀市経済部経済企画課

046-822-9523